

公益社団法人  
全日本不動産協会  
滋賀県本部

本部長 伊藤 靖 様

大津市長 佐藤 健司

大津市宅地造成等工事の手続等に関する条例（案）に関する  
パブリックコメントの実施について（お知らせ）

盛夏の候、貴協会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、本市の市政各般、とりわけ開発行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、本市では、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始に向けて、同法の実効性を高めることを目的として、大津市宅地造成等工事の手続等に関する条例の制定を進めています。この度、その条例（案）に対して、大津市パブリックコメント制度に基づき、下記の要領でみなさまのご意見を募集いたします。

つきましては、貴協会会員のご意見も頂戴したく、ご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 条例（案）の公表期間及び意見の募集期間

令和 6 年 8 月 1 日（木曜日） から 令和 6 年 8 月 20 日（火曜日）まで

2. 条例（案）の公表先

- ・開発調整課（市役所本館 3 階） … 平日 9 時から 17 時まで
- ・市政情報課市政情報コーナー（市役所新館 7 階）閲覧のみ … 平日 9 時から 17 時まで
- ・大津市ホームページに掲載

3. 意見の提出方法

意見書（様式自由）に案件名と意見、その該当箇所、住所、氏名又は団体名、電話番号を記入して、以下の方法で開発調整課へ提出してください。（意見書の様式は特に問いません）

なお、意見書の返却、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、意見の提出に使用する言語は日本語とします。

- (1) 直接提出 : 開発調整課（市役所本館 3 階） … 平日 9 時から 17 時まで
- (2) 郵送 : 〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号 開発調整課あて
- (3) FAX : 077-523-1505
- (4) 電子メール : [otsu1308@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1308@city.otsu.lg.jp)

4. 問い合わせ先

大津市都市計画部開発調整課 古山 (電話 077-528-2876)

